

大和市告示第62号

大和市一般廃棄物収集運搬業に関する許可及び不利益処分の基準等に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年3月28日

大和市長 大 木 哲

大和市一般廃棄物収集運搬業に関する許可及び不利益処分の基準等に関する要綱の一部
を改正する要綱

大和市一般廃棄物収集運搬業に関する許可及び不利益処分の基準等に関する要綱（平成15年大和市告示第121号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「より」を「よる」に改め、「許可又は」の次に「同条第2項又は第7項の規定による」を加え、同項第7号中「印鑑証明」を「印鑑証明書」に改め、同項第10号中「（排出事業者が記入すること。）」を削り、同項第12号中「所有」の次に「に」を加え、同項第16号中「又は指示するもの」を削り、同条第2項中「前各号」を「前項各号に掲げる書類の記載事項等」に、「届出なければ」を「届け出なければ」に改める。

第3条第2号中「搬入する使用車両は、」の次に「走行中に廃棄物が飛散し、若しくは流出し、又は悪臭が漏れるおそれのないものであって、重量が」を加え、「使用車両は、走行中に廃棄物が飛散し、若しくは流出し、又は悪臭が漏れる恐れのないものであること。」を削り、同条第3号中「業者」を「法人」に、「氏名」の次に「又は屋号」を加える。

第4条中「搬入業者」を「市の施設へ一般廃棄物の搬入を希望する法人又は個人（一般廃棄物の収集を業とする者に限る。以下「搬入業者」という。）」に改め、同条第1号及び第2号中「違反する」を「関する」に改める。

第5条第1項中「違反等」を「不正行為」に改め、同条第2項中「許可の取消し等の」を「前項の規定による」に改める。

第6条第6項中「あるときは」を「あるとき」に改め、同条第10項中「管理担当」を「管理係」に改める。

第7条の見出し中「手続き」を「審査」に改め、同条中「不正行為、事故等の不利益処分で」を「第5条の規定による不利益処分のうち」に、「委員会の手続き」を「前条に規定する委員会における審査の手続」に改める。

第8条第3項中「取消す」を「取り消す」に改める。

第9条の見出しを「（委任）」に改める。

別表、不利益処分の基準（１）不正行為の表９回目の欄の次に次のように加える。

１０回目以降
搬入停止３０日
許可取消し
搬入停止３０日

別表、不利益処分の基準（１）不正行為の表備考の欄中「備考」を「具体例」に改め、「以後３０日停止の繰り返し」及び「以後許可取消し」を削り、同表備考第５項中「カウントする」を「集計する」に改め、同表、不利益処分の基準（２）施設内における事故等の表を次のように改める。

(2) 施設内における事故等

項目	被害状況	処分内容（搬入停止期間等）
事故	物損（車両）事故のみの場合	事故等報告書及び改善計画書が提出されるまでの期間（当該書類の内容に不備等がある場合は、当該期間に補正に要する期間を加えた期間。以下同じ。）とする。ただし、同事故を通算して2回以上起こした場合の処分内容は、次項本文と同様のものとする。
	人身事故（軽傷）の場合	事故等報告書及び改善計画書が受理されるまでの期間に5日間を加えた期間とする。ただし、同事故を通算して2回以上起こした場合の処分内容は、次項本文と同様のものとする。
	人身事故（重傷）の場合	事故等報告書及び改善計画書が受理されるまでの期間に15日間を加えた期間とする。ただし、同事故を再度起こした場合の処分内容は、次項本文と同様のものとする。
	人身事故（死亡）の場合	許可の取消し
施設（財産） に与えた損害	安全又は円滑な運営に軽微な支障が生じた場合	事故等報告書及び改善計画書が受理されるまでの期間とする。ただし、同損害を通算して2回以上与えた場合の処分内容は、次項本文と同様のものとする。
	処理施設の機能を一部停止させた場合	事故等報告書及び改善計画書が受理されるまでの期間に5日間を加えた期間とする。ただし、同損害を通算して2回以上与えた場合の処分内容は、次項本文と同様のものとする。
	安全又は円滑な運営に重大な支障が生じた場合	事故等報告書及び改善計画書が受理されるまでの期間に15日間を加えた期間とする。ただし、同損害を通算して2回以上与えた場合の処分内容は、次項本文と同様のものとする。
	処理施設の機能を全部停止させた場合	事故等報告書及び改善計画書が受理されるまでの期間に20日間を加えた期間とする。ただし、同損害を再度与えた場合の処分内容は、許可の取消しとする。

備考

- 1 事故等の回数の積算は、当該事故等を起こした日の5年前から起算する。
- 2 事故等の回数は、搬入業者ごとに集計する。
- 3 事故等において、被害又は損害状況が重複した場合には、それぞれの処分内容を合算した期間とする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。